



令和4年度芦屋市消費生活サポーター養成講座

第6期消費生活サポーター募集!!

●消費生活サポーターとは？

身近な地域の消費生活トラブルを防ぐために、次のような活動をお願いします。

- ①可能な範囲での、地域での目配り、気配り、見守り
- ②消費生活トラブルで困っている方へ消費生活センターを案内
- ③地域で起きている消費生活トラブル情報を消費生活センターへ提供

●消費生活サポーターになるには？

契約のルールや法律などに関する講座（裏面参照）を受講後、サポーターとして登録していただいた方は消費生活サポーターになることができます。

（資格ではありません。）登録者には「消費生活サポーター証」を発行します。また、消費生活センターより、消費生活に関する情報やセミナーなどの情報をお送りする予定です。

- 1 日 時： 令和4年10月15日（土）及び10月29日（土）の2日間
両日とも10:00～15:00
- 2 場 所： リードあしや 2階 会議室 C・D（芦屋市公光町5-8 公光分庁舎北館）
- 3 応募要件： 芦屋市在住または在勤者で、原則2日間の全講座に参加できる人
- 4 受講料： 無料
- 5 募集人数： 20名程度
- 6 申 込： 直接電話で申込み、または裏面の申込書にご記入の上、持参・郵送・FAXのいずれかで申込み（受付後、文書または電話にてご連絡します。）
- 7 申込期間： 令和4年9月1日（木）～9月16日（金）厳守

～新型コロナウイルス感染拡大予防のお願い～

- 自宅での検温（37度以上の発熱や風邪の症状がある場合は受講できません）
- 入室時の手洗い、手指消毒 ●受講中のマスクの着用

くらしに役立つ情報がいっぱい！
お気軽にご参加ください☆



申込み・問合せ先

〒659-0065 芦屋市公光町5-10（公光分庁舎南館）

芦屋市市民生活部 地域経済振興課 消費生活係（芦屋市消費生活センター）

TEL：0797-38-2179 FAX：0797-38-2176



消費生活サポーター養成講座 申込書 FAX:0797-38-2176

- ※ 提供いただいた個人情報は当講座に関する事、新型コロナウイルス対策に関する事以外の目的には使用いたしません。
- ※ 新型コロナウイルスの感染状況等によっては、開催方法の変更または講座を中止する場合がありますのであらかじめご了承ください。変更・中止の場合は電話または FAX で連絡いたします。

申込日：令和4年 月 日

| | | | | | | |
|------|-------------------|-----|----|---|---|---|
| ふりがな | | 生年 | 昭和 | | | |
| お名前 | | 月日 | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| ご住所 | 〒 - ※在勤の方は勤務先： | | | | | |
| 電話 | | FAX | | | | |

講座日時・メニュー 【場所：リードあしや2階 会議室C・D】

| No | 日程 | 時間 | 内容 | 講師など |
|----|--------------|-------------|---------------------------|---------------------------|
| 1 | 10/15 (土) | 10:00～10:15 | オリエンテーション（自己紹介など） | 芦屋市地域経済振興課職員 |
| 2 | | 10:20～11:20 | 事例から学ぶ！よくある消費生活 トラブル | 芦屋市消費生活相談員 |
| 3 | | 11:30～12:00 | 高齢者への生活支援と消費生活 トラブル | 東山手高齢者生活支援センター |
| | | 12:00～13:00 | 昼休憩 | |
| 4 | | 13:00～15:00 | しっかり学ぶ！消費者を守る法律 | 神戸さきがけ法律事務所 弁護士 上田 孝治氏 |
| 5 | 10/29 (土) | 10:00～10:50 | だまされないで！特殊詐欺 ～ 実態と予防策～ | 芦屋警察署生活安全課 |
| 6 | | 11:00～11:50 | 知っておきたい情報通信サービス | 芦屋市消費生活相談員 |
| | | 11:50～12:50 | 昼休憩 | |
| 7 | | 12:50～13:50 | 事例から考えよう！気づきと見守り | 芦屋市消費生活相談員 |
| 8 | | 14:00～15:00 | 啓発手法を学ぼう！ | 芦屋市消費生活相談員 |